

平成27年度第2回柏原市保育所設置認可等審議会議事要旨

日 時 平成28年2月22日（月）午後3時から
場 所 柏原市役所別館3階（フローラルセンター）会議室
出席委員 5人
出席市職員 健康福祉部長、福祉指導監査課（保育所設置認可主管課）5人
こども政策課 1人

議事要旨

1. 健康福祉部長あいさつ

2. 諮問書の交付

3. 審議会会長あいさつ

4. 議事

(1) 保育所の設置認可申請に対する審議について（資料1）

① 設置認可申請法人等の概要について、

I 設置認可申請法人 社会福祉法人 不易創造館

(1) 役員情報（役職は7名 氏名、職業は省略）

(2) 法人が経営する事業の項目について

主たる事業は保育所経営で、昭和62年に設置した「ポートタウン保育園」、平成19年に和泉市から移管を受けた「みなまつ保育園」、平成24年に同じく和泉市から移管を受けた「認定こども園横山きのみ保育園」、平成25年に高石市から移管を受けた「加茂保育園」を経営。

II 柏原市立法善寺保育所と法善寺保育園の項目について

(1) 名称は「法善寺保育園」

(2) 所在地や土地の広さ、構造等に変更はなし。

(3) 所有権については、土地は市の所有のまま無償にて賃貸、建物は市から無償譲渡する。

(4) 定員について総数は変わらないが、移管後は0歳児の受入れを開始することから年齢ごとの定員については資料1の内訳のとおり変更となる。

(5) 従業者数については、低年齢児には手厚く保育士を配置する必要があること、給食の提供方法が外部搬入から自園調理に変更されること等から、配置予定従

業者数は、現在より多くなる。

② 保育所設置認可基準の審査について

「1. 設備に関する事項」、「2. 人員に関する事項」、「3. 申請者の欠格事項」と大きく3つに分類し、項目ごとに資料2及び資料3を使い以下のとおり説明した。

「1. 設備に関する事項」

- (1) 「乳児室又はほふく室」については、「乳児又は満2歳未満の幼児1人につき1.65㎡以上」、ほふく室については、「乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上」が基準での要件であり、申請内容は、0歳児室として設置する乳児室兼ほふく室は1人あたり約8.25㎡、1歳児保育室は1人あたり3.6㎡となり、0・1歳児全員がほふくするものとして、ほふく室として必要となる1人あたりの面積3.3㎡以上を満たしている。
- (2) 「保育室又は遊戯室」については、基準は「満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上」が基準での要件であり、申請内容は、2歳児保育室で1人あたり約2.16㎡、3歳児保育室で1人あたり約2.02㎡、4歳児保育室で1人あたり約2.33㎡、5歳児保育室で1人あたり約2.58㎡となっており、それぞれ必要な面積である1人あたり1.98㎡以上を満たしている。
- (3) 乳児室や保育室等を2階に設ける場合の要件では、
 - i 耐火・準耐火建築物について、保育所が建てられた当時の書類では、耐火・準耐火建築物のどちらに該当するか確認できないが、昭和52年の増築時に建築確認及び検査を受け、その時の建築確認通知書及び検査済証が今回の認可申請書類に添付され、用途は保育所、構造は鉄筋コンクリート造、屋根や外壁等は防火又は準防火構造となっている。
 - ii 乳幼児の転落事故を防止する設備については、階段や屋上に転落事故を防止する設備が設置されている。
 - iii 常用の階段設置については、建物の中央部分に常用の屋内階段が設置されている。
 - iv 避難用の設備としては、屋上及び5歳児保育室から1階までの屋外階段が設置されており、基準上必要な設備を満たしている。
- (4) 「医務室」については、1階の事務室内に区画を設けており、「調理室」についても、1階に設置されており、基準を満たしている。

また、項目には記載はないが、平成28年4月から新たに乳児を受け入れるにあたり、平成27年12月に建物を改修し、2階に調乳室を設置している。
- (5) 「便所」については保育室付近等、必要と思われる箇所に設置されている。
- (6) 「屋外遊戯場」については、基準では、「満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上」となっており、申請内容は、578.9㎡で1人あたり約4.59㎡となり、基

準の1人あたり3.3㎡以上を満たしている。

「2. 人員に関する事項」

「保育士」については、各年齢区分の児童数に応じて、配置する必要があり、

- (1) 「乳児おおむね3人につき1人以上」の区分では、3人以上配置する必要があるところ、3人配置予定、
- (2) 「満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上」の区分では、7.1人以上配置する必要があるところ、8人配置予定、
- (3) 「満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上」の区分では、1.5人以上配置する必要があるところ、3人配置予定、
- (4) 「満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上」の区分では、2.2人以上配置する必要があるところ、3.9人配置予定、
となっており、それぞれの区分で基準を満たしている。
- (5) 配置人数で小数点以下の数字が出ている箇所は、非常勤保育士の配置によるため。
- (6) 保育士の資格については、保育士証の写しで確認している。
- (7) 「嘱託医」及び「調理員」については、基準上、人数の定めはなく、配置することと規定されており、職員名簿等により配置されていることを確認し、基準を満たしている。

「3. 申請者の欠格事項」

保育所の設置認可において、児童福祉法第35条第5項第4号に規定している条項のいずれにも該当しないことと規定されており、この規定の5項第4号に規定の欠格事項に該当しない旨の誓約書を提出により確認している。(欠格事項については資料3を参照)

以上のことから、設置認可申請を事務局で審査したところ、認可基準を満たしていると考えている。

以上の説明に対し委員の主な質問は次のとおり

Q 土地の無償貸借と建物の無償譲渡の理由は。

A 土地は5年間の使用貸借としているのは、経営状況等を見て5年後に契約の見直しを検討するため。建物の無償譲渡は、国等の補助金を活用して建物を改修する場合、自己所有が補助要件となる場合があるため。

Q 建物の無償譲渡に関し議会の同意を得ているのか。また、土地の無償貸与及び建物の無償譲渡の契約はこれから締結するのか。

A 昨年6月に財産の譲渡について、議会の議決を得ている。土地、建物の契約については、現在契約書等を作成し、市顧問弁護士と内容を協議している。

Q 申請書類のうち事前配布資料にないものがあるが、見ることは可能か。

A 個人情報を含むものがあるが、申請書の原本を閲覧のうえ確認していただきたい。なお、社会福祉法人であるので添付不要の書類もある。

Q 申請法人の財務資料は見られるのか。

A 申請法人はホームページで財務状況を公開しているため、公開しているものは配付する。

Q 残高証明の閲覧は可能か。

A 社会福祉法人からの申請であるため、法定添付書類ではない。

Q 誓約書に日付は入っていないのは。

A 申請日である2月1日の日付を記載することになるが、漏れていた。

Q 運営規程に他市の記載があるのは。

A 誤記のため訂正の指導をする。

Q 申請法人はどのように選考したのか。

A 一昨年12月に公募し、応募した2法人について選考委員会による選考結果を踏まえて移管予定先法人として決定。

Q 収支予算計算書が差替え資料として配付されたが、差替えとなった理由は。

A 開設当初の運営資金を他の保育所から繰入することから、経理区分間繰入金収入を計上するよう指導したため。

Q 今後、移管先法人で建物の改修等を検討しているとのことだが、建物の施設改修費は収支予算書に含まれているのか。

A 現在法人で、施設改修計画を策定しているところであるため、予算には計上されていない。なお、その計画の内容によっては、補助金の対象となる場合がある。

Q もし補助金の対象となる場合、法人の費用負担と補助金の割合は。

A 施設改修計画が策定され、市で予算が認められた場合に限る話ではあるが、一般論で言うと、国の制度を活用することになるので、総額の1/2が国、1/4が市、1/4が法人となる。

Q 少子化が進み、運営法人が撤退したいという申し出た場合どうするのか。

A 保育所ニーズは右肩上がりとなっており、その可能性は低いと思われるが、万が一の場合、その場所で再度公立保育所を開設するか、他の公立保育所での受け入れを考える必要がある。

Q 0歳児、1歳児を2階で保育する理由は。

A 部屋の面積等を勘案して申請法人の判断によるもの。

Q 認可後は自園調理になるが、調理室はスペース的に大丈夫なのか。

A 現状としては、今の調理室に自園調理ができる機材を入れて対応いただくことになる。今後、移管先法人において、調理室周辺のスペースを調理室として広げることを検討していると聞いている。その時期としては、平成28年度中に手を付けられるのであろうと思われるが、移管先法人において決定していただくことになる。

以上の審議の結果、今回の保育所の設置認可申請について、認可することに支障がないという審議会の意見となった。

(2) 答申について (資料4)

今回の法善寺保育園の設置認可については、「認可して支障がない」との審議会の意見となったため、今後、この意見をもとに、事務局で資料4をもとに答申書(案)を作成し会長の了承を得たものを答申書として市に提出することとなった。

今後の事務処理としては、4月1日に法善寺保育園を開園するため、3月中旬には認可できるよう事務手続きを行うこととし、保育所の設置認可をした際には各委員に文書等で通知することとした。

5 その他

(1) 幼保連携認定こども園の設置認可等の事務移譲について

認定こども園の概要説明及び府内の設置状況などを追加資料1, 2で説明し、幼保連携認定こども園の認可等の事務について大阪府から事務移譲を受けるかどうか検討中であり、事務移譲を受けた場合、審議会を設置し設置の認可にあたり審議会の意見を聴く必要があるため柏原市保育所設置認可等審議会が担任する旨を説明し、了承を得た。

(2) 今後の開催予定について

現在、保育所等の設置認可案件がないため開催予定はなく、新たに保育所の設置認可や認可取消し等の行政処分が発生し、開催の必要が生じた場合には、会長に相談し開催をお願いすることとなる旨を説明する。

(3) 審議会の議事録及び資料の公表

審議会の議事及び資料については、率直な意見交換の確保若しくは意思決定の中立性を確保するため、発言者の個人名を明らかにしないで、議事概要として公表することとし、非開示情報と思われる箇所については、個人が特定できない形で公表。会議の資料1から4についても同様とし、設置認可申請書類一式の写しについては、非公開。公表する議事概要等については、会長が内容を確認した上で、市のホームページに公表することとした。

閉会 午後4時20分